

## <資料編>

### <資料編>

1	子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年）	1
2	子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）[概要]	3
3	文字・活字文化振興法	5
4	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 [概要]	8
5	小松市教育目標「学びの道しるべ」	9
6	「こまつ市民読書の日」制定決議	10
7	用語解説	11



子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身にづけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する

## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

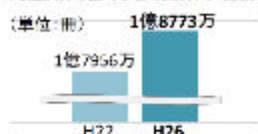
### 趣旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018~2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

### 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

#### 主な現状

<児童用図書の出借冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

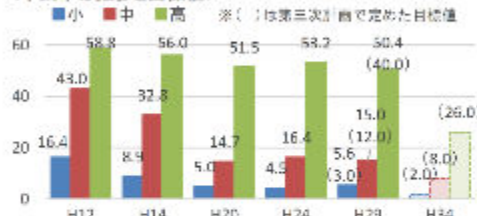
	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

#### 主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に1冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



#### 取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)  
専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂(平成29,30年公示)  
総則において学校図書館の利用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

### 分析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

### 計画改正の主なポイント

- ① **読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進**  
乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等  
小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等  
中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等  
高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等
- ② **友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実**  
読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ **情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析**  
スマートフォンの利用と読書の関係等

### 推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率  
◆第三次基本計画で定めた目標  
市：100% 町村：70%  
◆平成29年度実績  
市：88.6% 町村：63.6%  
※：四半計  
※：2016年度から引き続き連続で目標

- 市町村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携等  
都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言等  
国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等)等

## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

**ポイント:** ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成  
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

### 家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
  - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
  - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく) 等

### 学校等

- 【幼稚園・保育所等】
- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備
- 【小学校、中学校、高等学校等】
- ◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
    - ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
    - ・障害のある子供の読書活動の促進
  - ◆読書習慣の形成、読書の機会の確保
    - 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等
  - ◆学校図書館の整備・充実
    - ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
    - ・学校図書館図書標準の達成
    - ・情報化の推進
    - ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

### 地域

- ◆図書館未設置市町村における設置  
設置率(H27)：市98.4%、町61.5%、村26.2%
- ◆図書館資料、施設等の整備・充実
  - 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等
- ◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施
  - ・読み聞かせ会等の企画・実施
  - ・インターネット等を活用した情報提供
- ◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実
- ◆学校図書館やボランティア等との連携・協力
  - ・学校図書館や地域の関係機関との連携
  - ・ボランティア活動の促進
  - ・地域学校協働活動における読書活動の推進

### 子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
  - 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル) 等

### 民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

### 普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆優れた取組の奨励(地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等)

## 文字・活字文化振興法(平成 17 年法律第 91 号)

## (目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

## (基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。



(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 資料編

### 4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(概要)

#### 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法) 概要

##### 目的(1条)

視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて  
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

##### 基本理念(3条)

- ・アクセシブルな電子書籍等(デジター図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等)が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

##### 国・地方公共団体の責務(4条・5条)

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

##### 基本的施策(9条~17条)

- |  |  |
|--|--|
| ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条) <ul style="list-style-type: none"><li>・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実</li><li>・円滑な利用のための支援の充実</li><li>・点字図書館における取組の促進 など</li></ul>   | ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条) <ul style="list-style-type: none"><li>・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進</li><li>・著作権者と出版者との契約に関する情報提供</li><li>・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など</li></ul> |
| ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化(10条) <ul style="list-style-type: none"><li>・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク(ナビエ図書館を想定)の運営への支援</li><li>・関係者間の連携強化 など</li></ul>   | ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条) <ul style="list-style-type: none"><li>・相談体制の整備 など</li></ul>   |
| ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条) <ul style="list-style-type: none"><li>・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援</li><li>※特定書籍・特定電子書籍等:著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等</li><li>・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など</li></ul> | ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援(14条)  |
|  | ⑦情報通信技術の習得支援(15条) <ul style="list-style-type: none"><li>・講習会・巡回指導の実施の推進 など</li></ul>   |
|  | ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等(16条)   |
|  | ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条)   |

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け(6条)

##### 協議の場等(18条)

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

施行期日:公布の日



「こまつ市民読書の日」制定決議

文字・活字文化は、人間のすぐれた英知の結晶である。  
有史以来、脈々として生み出されてきた人類営為の文化所産、知的財産を次の世代へと確かに受け継ぎ、人間らしく、活力ある地域社会の実現に真摯なる努力を尽くすことは、今日を生きる我々世代の大いなる使命と責務である。

この考え方のもと、小松市では「ブックスタート事業」「ハートフルライブラリー推進事業」等の展開を通し、乳幼児から青少年に至るまでの読書推進活動に取り組んできた。今回、これをさらに市民全体の活動に広げるべく、市民運動としての読書のまちづくりを展開する。

ここに、本市教育委員会は「こまつ市民読書の日」を定め、市民を挙げて、真に生き生きとした、心豊かな地域社会を実現することを決議する。

平成21年3月

小松市教育委員会

## 資料編

## 7 用語解説(1/3)

用語		解説
ア	ICT(情報通信技術)	Information and Communication Technology の略語。コンピューターやインターネットに関する情報通信技術のこと
ア	朝の読書	「朝読」とも。学校の授業開始前の時間を利用して、毎日少しずつ児童・生徒がそれぞれに好きな本を読む取り組み。
イ	移動図書館車	図書館資料を積んだ自動車。BM(bookmobile)とも言う。図書館を利用しにくい地域の人達のため市内を巡回して図書館サービスを提供する。小松市では「みどり号」が、小学校を中心に市内23カ所を巡回している。
エ	エプロンシアター	胸当て式のエプロンを舞台に見立てて、ポケットから次々と人形を取り出し、その人形をエプロンに付けたりポケットに戻したりしながら、話を展開させる、幼児向けの劇。
オ	おはなし会	こどもたちを対象に絵本や紙芝居の読み聞かせを行う集まりのこと。
ガ	学習情報センター	児童生徒の学習活動を支援し、情報の収集・選択・活用能力を育成する学校図書館の機能のこと。図書館は「読書センター」と「学習・情報センター」機能という2つの柱を持つものと捉えられている。
ガ	学校司書	小松市においては、小・中学校及び高等学校内の学校図書館において司書教諭または、司書資格を持ち業務に従事する者。 図書館資料を活用した授業の支援を行うとともに、学校図書館の蔵書管理や本の貸出を行い、児童生徒が読書に親しむ環境づくりを支援する。
ガ	学校図書館ネットワーク化整備事業	蔵書データベース化及び市内学校間のネットワーク化を行った。小松市内の全小中学校及び、市立図書館の蔵書検索や学校や図書館との貸借ができるようになり、資料の共有化が図られている。
コ	子育てサークル	親同士が子育てについて協力し合ったり情報交換を行ったりするサークル。
コ	こまつ幸せへの「道しるべ」	”日本一「こちよい」まち”の実現に向け小松市が策定した、他都市との客観的な比較や市民意識調査による市民の主観的な幸福感を分析、検証したもの。
コ	こまつ市民読書の日	市民全体で読書活動を推進するため、毎月23日と定める。平成21年4月より実施。

用 語		解 説
シ	新子供読書活動 推進計画	「こまつ市民読書の日」を柱として、家庭・地域・学校が連携し、こどもの時から読書に親しむことを習慣づけ、生涯学習に繋げることを目的とした計画。「小松市ハートフルライブラリー子供読書活動推進計画」(平成17年11月策定)を改訂し、平成22年12月策定(5ヵ年)。
シ	調べ学習	生徒が課題について、図書館で調べたり聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。総合学習の一つ。
ジ	児童館	児童に健全な遊びを与え、遊びを通してその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。
ソ	相互貸借	図書館間相互貸借。利用者の求めに応じ、図書館がその資料を所蔵する他館に利用を申し込み、借り受けて利用者に提供するサービス
ダ	大活字本	高齢者や視力の弱い人のために、通常より大きい活字で印刷、作成された本
ダ	団体貸出	読書活動に携わる施設や団体にその活動を支援するために図書館の本を貸し出すサービス。
チ	智仁勇	歌舞伎「勧進帳」のテーマともなっている人間性をあらわす「三徳」。
ト	図書館利用指導 年間計画	学校図書館の活用や読書指導について、年間を見通して計画したもの。
ト	図書宅配サービス	遠隔地に住む人や障がいを持つ方など、図書館に直接来られない利用者の自宅に貸出図書を宅配便で届けるサービス。小松市では送料利用者負担で、利用者登録があれば誰でも利用可。
ド	読書会	共通の本を読んで感想や意見をいい合ったり、本を紹介しあうなど、読書を通じて交流することを目的とした会。
ニ	認定こども園	幼稚園や保育所のうち、未就学児に教育と保育を一体的に提供する機能および地域における子育て支援を行う機能を備えた施設のこと。一定の基準に基づき、都道府県知事が認定する
ハ	早寝早起き朝ごはん カレンダー	「早寝早起き朝ごはん」運動推進のため、標語、朝食レシピ、啓発ポスターが印刷されたカレンダー。小松市全世帯、学校等に配布される。
パ	パネルシアター	パネル布を張った舞台に紙に書いた絵(または文字)を貼ったり外したりして展開させるお話や歌遊びのこと。
ビ	ビブリオバトル	発表者が面白いと思った本についての書評合戦。5分程度のプレゼンテーションを行い、どの本が一番読みたくなったか参加者の多数決で決めるイベント

用語		解説
フ	不読率	一か月間に一冊も本を読まなかった人の割合。読書活動の状況を示す目安の一つ。
ブ	ブックスタート	保健センター等で実施される乳幼児健康診断の機会に、絵本を通した乳児との触れ合いの大切さを保護者に伝えながら絵本を手渡す事業。小松市では4か月児健康相談時に実施している。
ブ	ブックトーク	あるテーマに沿って、複数の本を順序立てて紹介する行為。多くの場合学校や図書館でこども達を対象に行われる。聞き手に本や読書への興味を起こさせることが目的。
へ	並行読書	単元の学習中に教材文と並行して関連図書を読書すること。
ホ	保育教諭	認定こども園に置かれる職員。「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を必要とする。制度の切り替えにあたり、改正認定こども園法の施行後5年間はいずれか一方の免許、資格で保育教諭として子供の教育・保育に従事することが出来る。(経過措置期間:平成27年4月から5年後)
ホ	放課後児童クラブ(学童)	学童保育(日中保護者が家庭にいない児童に対して、放課後適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全な育成を図る保育事業)を実施する施設。
ホ	本の帯・ポップ	帯は、その本の特徴やキャッチコピー等が印刷された紙。主に本の下部を覆うように巻かれている。「腰巻」ともいう。ポップはPOP 広告のこと。商品の価格や宣伝を記載した手書き広告。
ホ	本のとびら	小松市教育委員会が、乳幼児から中学生までを対象に、年代別に計200冊を選定したおすすめ本のリスト。
マ	まちなか図書館	「市民がいつでも本を読める場所づくり」を設けることにより、一生の財産として生きる力ともなり、楽しみの基ともなる読書習慣を多くの市民に身に付けてもらうことを目的とするもの。平成26年度は、指定モデル校として市内2校(小松市立第一小学校、小松市立松東中学校)を設置した。
ヨ	読み聞かせ	主に乳幼児から小学生のこどもへ向けて、絵本や紙芝居などを見せながら音読する行為。
レ	レファレンスサービス	図書館利用者の求める資料や情報を検索、提供することにより、質問に回答したり調べものを手伝ったりするサービス。